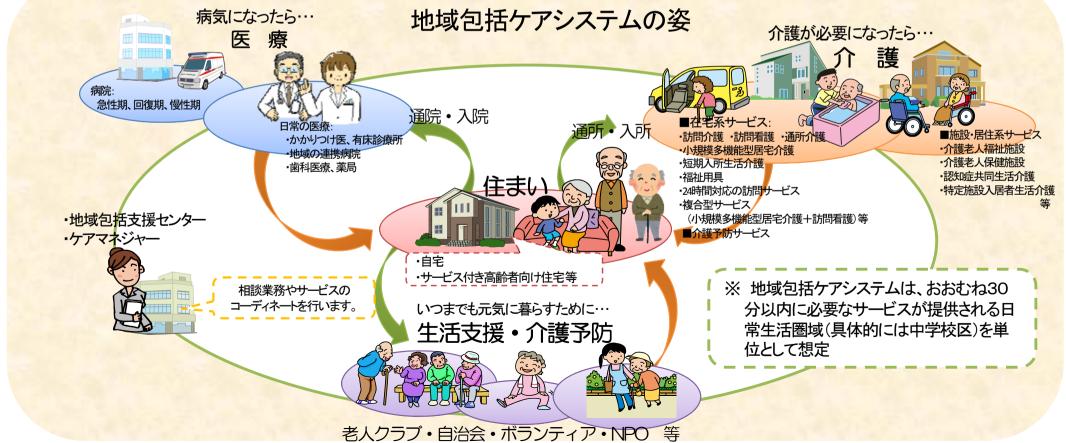
地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域 包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する 町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の 特性に応じて作り上げていくことが必要。



介護保険法及び老人福祉法の特例

市町村が「生涯活躍のまち形成事業計画」に必要事項を記載した場合の特例を設け、介護サービス事業者の指定や有料老人ホームに係る届出の事務手続を簡素化。

介護保険法の特例

【現行】

○ 介護サービス事業者が、指定を受ける事業所ごとに都道府県知事 又は市町村長に対して個別に指定申請を行う必要がある。



【特例】

- 市町村が、必要事項を記載した「生涯活躍のまち形成事業計画」 を作成した場合、介護サービス事業所の指定について、
 - 都道府県知事が指定権者である居宅サービスの指定事業所に ついて、都道府県知事の同意を得て、
 - 市町村長が指定権者である地域密着型サービス(※)及び総合 事業の指定事業所について、

指定があったものとみなし、別途の指定申請手続を不要とする。

※ 地域密着型特養及び認知症グループホームを除く

| 市町村 | 連携 | 介護サービス 事業者 | 生涯活躍のまち形成事業計画 | ・介護サービス事業所に関する事項 | ①事業実施主体 | ②所在地等 | ③サービスの種類 | ③その他厚生労働省令で定める事項 | ※介護保険法による指定申請の際に必要と なる内容と同様の事項を計画に記載又 は書類を確認 | 都道府県知事

老人福祉法の特例

【現行】

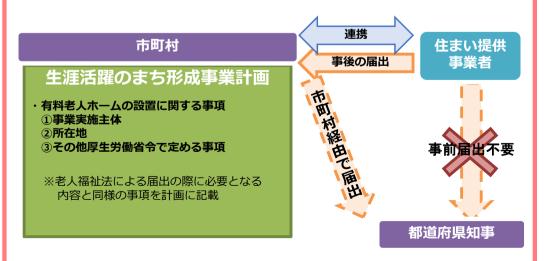
○ 有料老人ホームの事業を実施する場合、設置者は、都道府県知事 に対して事前に届け出る必要がある。



【特例】

- 市町村が、必要事項を記載した「生涯活躍のまち形成事業計画」 を作成した合、有料老人ホームに係る届出について、
 - ・ 有料老人ホームの設置後1ヶ月以内に
 - ・ 市町村経由で

都道府県知事に届け出れば足りることとする。



介護サービスの種類

都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス

市町村が指定・監督を行うサービス

◎居宅介護サービス

【訪問サービス】

- ○訪問介護(ホームヘルプ)サービス)
- 〇訪問入浴介護
- 〇訪問看護
- ○訪問リハビリテーション
- 〇居宅療養管理指導
- 〇福祉用具貸与
- 〇特定施設入居者生活介護

【通所サービス】

- ○通所介護(デイサービス)
- ○通所リハビリテーション

【短期入所サービス】

- ○短期入所生活介護(ショートステイ)
- 〇短期入所療養介護

◎居宅介護支援

◎施設サービス

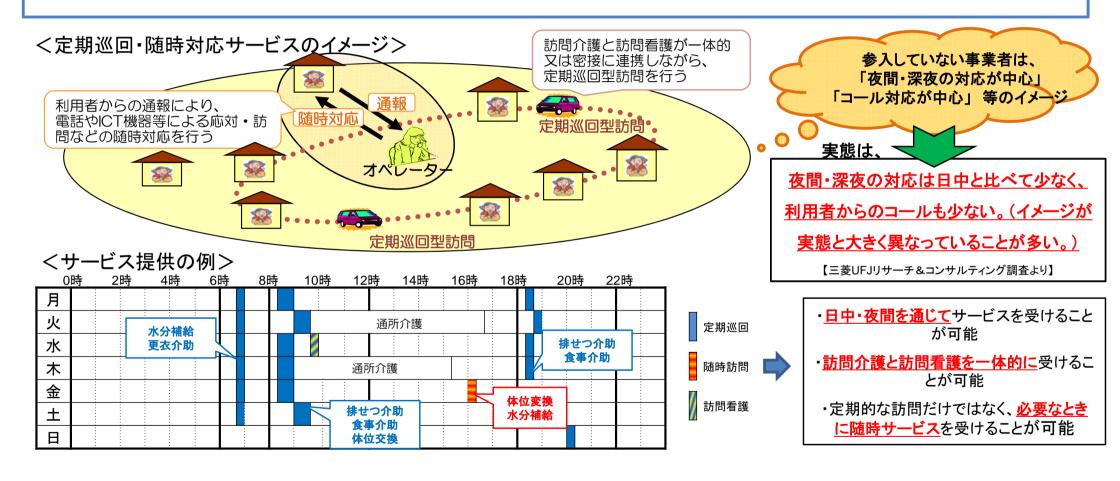
- 〇介護老人福祉施設
- 〇介護老人保健施設
- 〇介護療養型医療施設

◎地域密着型介護サービス

- 〇定期巡回 · 随時対応型訪問介護看護
- 〇夜間対応型訪問介護
- ○認知症対応型通所介護
- 〇小規模多機能型居宅介護
- 〇看護小規模多機能型居宅介護
- 〇認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)
- 〇地域密着型特定施設入居者生活介護
- 〇地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護
- ○複合型サービス
- (看護小規模多機能型居宅介護)

24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの概要

- 〇 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、<u>重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足</u>していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して<u>医療と介護との連携が不足</u>しているとの問題がある。
- 〇 このため、①日中·夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設(2012年4月)。



小規模多機能型居宅介護の概要

「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて サービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するため、小規模多 機能型居宅介護が創設された(平成18年4月創設)。

利用者の自宅



在宅生活の支援

運営推進会議

利用者、利用者の家族、地域住民、市町村の職員、地域包括支援センターの職員等による会議において、おおむね2月に1回以上、活動状況等について協議・報告・評価を行う。



○ 外部の視点の評価による地域に 開かれたサービス○ サービスの質の確保

小規模多機能型居宅介護事業所

様態や希望により、「訪問」

「訪問」

人員配置は固定にせず、柔軟な業務遂行を可能に。

どのサービスを利用しても、なじみの職員によるサービスが受けられる。

「通い」を中心 とした _{利用}

様態や希望により、

「泊まり」

《利用者》

- 〇1事業所の登録定員は29名 以下
- 〇「通い」の利用定員は登録 定員の2分の1~15名の範囲 内(一定の要件を満たす場 合は最大18名)
- ○「泊まり」の利用定員は通い の利用定員の3分の1~9名 の範囲内

《人員配置》

〇介護·看護職員

日中:通いの利用者

3人に1人 +訪問対応1人

夜間:泊まりと訪問対応で

2人(1人は宿直可)

〇介護支援専門員1人

《設 備》

- 〇居間及び食堂は機能を 十分に発揮しうる適当な広 さ
- ○泊まりは4.5畳程度でプライバシーが確保できるしつらえ

○要介護度別の月単位の定額報酬

平成27年4月施行

総合事業と生活支援サービスの充実

- 〇予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が<u>地域の実情に応じた取組</u>ができる介護保険制度の<u>地域支援事業</u>へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 〇既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど<u>地域の多様な主体を活用</u>して高齢者を 支援。<u>高齢者は支え手側に回ることも</u>。

予防給付

(全国一律の基準)

訪問介護



地域支援事業

既存の訪問介護事業所による身体介護・生活援助の訪問介護

NPO、民間事業者等による掃除・洗濯等の 生活支援サービス

住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支援サービス

移行

通所介護

既存の通所介護事業所による機能訓練等 の通所介護

NPO、民間事業者等によるミニディサービス

コミュニティサロン、住民主体の運動・交流の場

リハビリ、栄養、口腔ケア等の専門職等関与 する教室

介護予防・生活支援の充実

- ・住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動の推進
- ・元気な時からの切れ目ない介護予防の継続
- ・リハビリテーション専門職等の関与による介護予防の取組
- ・見守り等生活支援の担い手として、生きがいと役割づくりによる互助の推進

専門的なサービスを必要とする人に は専門的なサービスの提供 (専門サービスにふさわしい単価)

・多様な担い手による多様なサービス (多様な単価、住民主体による低廉な 単価の設定、単価が低い場合には 利用料も低減)

- ・支援する側とされる側という画一的 な関係性ではなく、サービスを利用 しながら地域とのつながりを維持で きる
- 能力に応じた柔軟な支援により、 介護サービスからの自立意欲が向上

サービスの充実

多様なニーズに対するサービスの拡がりにより、在宅生活の安心確保



同時に実現

費用の効率化

- ・住民主体のサービス利用の拡充
- ・認定に至らない 高齢者の増加
- 重度化予防の推進

生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 〇 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。 ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、<u>社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防</u>につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。

地域住民の参加

生活支援・介護予防サービス

〇二一ズに合った多様なサービス種別 〇住民主体、NPO、民間企業等多様な 主体によるサービス提供

- ・地域サロンの開催
- ・見守り、安否確認
- •外出支援
- ・買い物、調理、掃除などの家事支援
- •介護者支援 等

生活支援の担い手としての社会参加



高齢者の社会参加

- 〇現役時代の能力を活かした活動
- 〇興味関心がある活動
- ○新たにチャレンジする活動
 - •一般就労、起業
 - -趣味活動
 - ・健康づくり活動、地域活動
 - 介護、福祉以外のボランティア活動等

バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化

バックアップ

都道府県等による後方支援体制の充実

訪問介護及び通所介護の移行後のイメージ(生駒市の例)



- ○既存の訪問介護事業所による身体介護·生活援助の訪問介護 →市内26カ所
- ONPO、民間事業者等による掃除・洗濯等の生活支援サービス →配食サービス、シルバー人材派遣、コープ助け合い 等 O住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支援サービス →生活支援ボランティア等の研修等を行いサービス提供者を養 成予定
- ○既存の通所介護事業所による機能訓練等の通所介護→市内32カ所
- ONPO、民間事業者等によるミニデイサービス
 →パワーアップ教室(きらめき・延寿版)・転倒予防教室等
 Oコミュニティサロン、住民主体の運動・交流の場
 →サロン、わくわく教室、地域型体操教室、公民館型体操教室、ひまわりの集い

脳の若返り教室、街かどデイハウス 等

○リハビリ・ロ腔ケア・栄養等の専門職等が関与する教室 →パワーアップ教室(幸楽版)、訪問型事業等、膝・腰痛予防 教室、尿失禁予防教室、骨粗鬆症予防教室等

通所介護

介護予防・生活支援サービス事業(生駒市の例)

【元気な高齢者が虚弱な高齢者を支える仕組み作り】

~多様なサービス~



①地域ケア会議(I)



②パワーアップPLUS(訪問)



②パワーアップPLUS(通所)



③パワーアップ教室



④転倒予防教室



⑤会食サロン ひまわり の集い



⑥生活支援サービス